

ここがポイント

- その1 対象面積が500㎡以上
- その2 契約地に対し、原則固定資産税及び都市計画税が減免
- その3 契約更新時に継続一時金を交付
- その4 樹林地維持管理助成が活用できます

市街化区域の 樹林地をお持ちの方へ

『緑地保存地区』のご案内

緑地保存地区について

緑豊かな都市景観を形成し、市民生活に潤いと安らぎを与えている『身近な樹林地』を保全する制度です。

あなたがお持ちの樹林地を『緑地保存地区』として保存契約することで、固定資産税と都市計画税の負担を軽減できます。

対象となる土地・契約期間

市街化区域にある、**500㎡以上の樹林地** **ポイント1**

樹冠に覆われている（切れ目なく木々に覆われている）一団の樹林地であること。

契約期間10年以上

10年以上の「緑地保存契約」を所有者と横浜市が結び、緑地保存地区に指定します。

10年ごとに契約更新が可能です。

原則として、契約期間内は契約の解除はできません。

（相続など不測の事態が生じた場合、契約解除のご相談を承ります。）

緑地保存地区指定のメリット（優遇措置等）

固定資産税・都市計画税の減免 **ポイント2**

契約地の固定資産税・都市計画税が全額減免されます。

（集合住宅の管理組合等との契約の場合は、減免の代わりに固定資産税・都市計画税相当額の奨励金を交付します。）

継続一時金のお支払い **ポイント3**

契約更新時（10年ごと）に継続一時金をお支払いします。

（特別緑地保全地区、保安林など、お支払いの対象とならない場合があります。）

樹林地維持管理助成制度の対象となります **ポイント4**

緑地保存地区に指定されると、樹林地の維持管理費用の一部を助成する制度の対象となります。（助成制度の利用には条件があり、事前の申請が必要です。別途資料をご確認ください。）

土地の所有・管理について

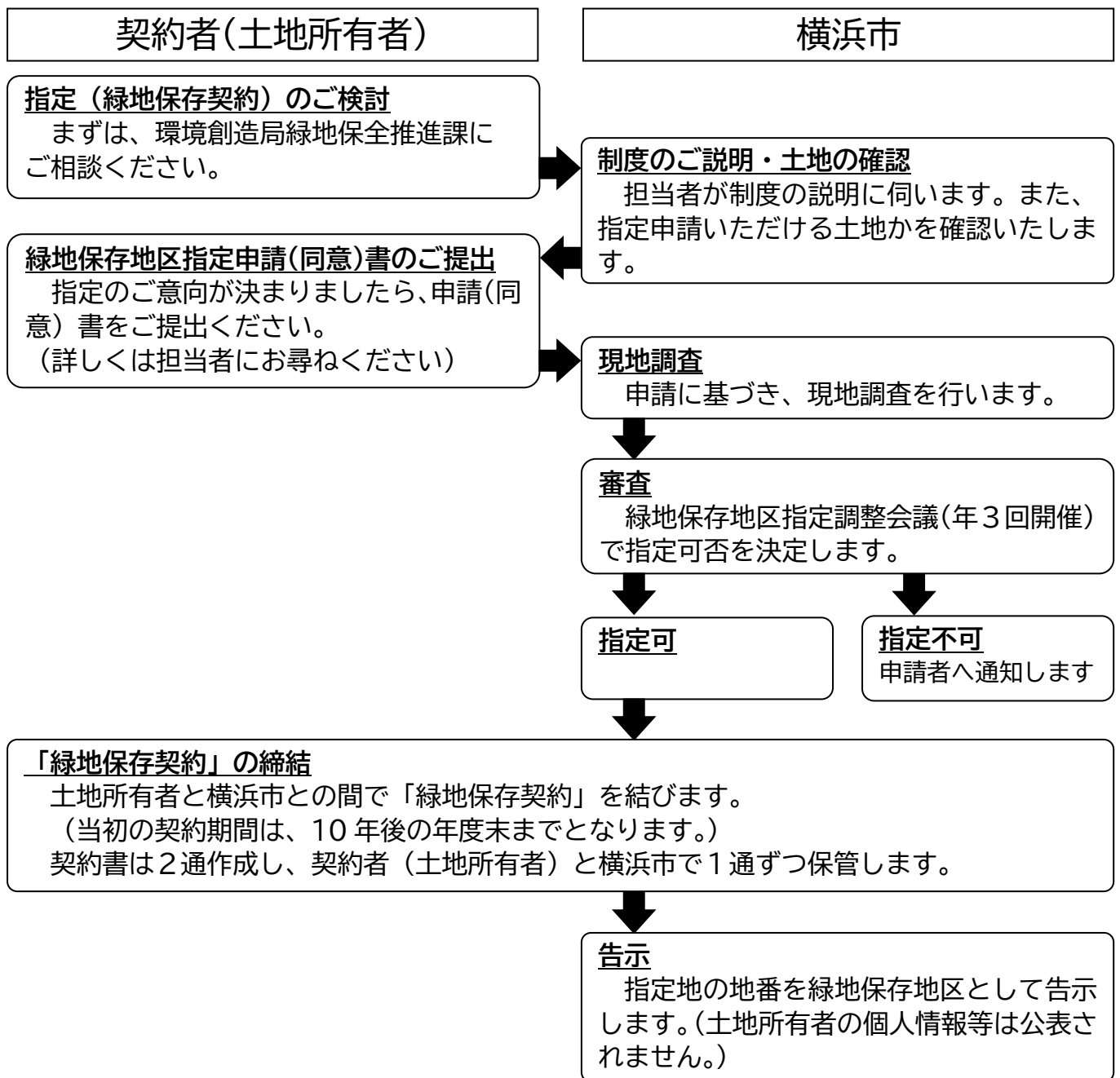
土地は所有者の方が引き続き所有し、契約地を良好に保つよう管理していただきます。

（横浜市が土地を所有したり、土地を管理する制度ではありません。）

行為の制限

- ・ 建築物及び工作物の設置はできません。
- ・ 宅地の造成、土地の開墾、土石の採集など土地の形質を変更することはできません。
- ・ 木竹の伐採、その他緑地の保存に影響を及ぼす行為などはできません。
（樹林地を良好に管理するための枝打ちや間伐、隣接地への越境木の伐採など通常の維持管理の作業は、行為の制限にあたりません。）

『緑地保存地区』指定(契約)手続きの流れ



契約期間中は、契約地の固定資産税・都市計画税が、全額減免となります。
 (集合住宅の管理組合と契約する場合などは、固定資産税等相当額を奨励金としてお支払いします。)
 10年後に契約を更新していただくと、継続一時金をお支払いします。

お気軽にお問合せください

電話受付時間 8:45~17:15(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
 ※電子メール・FAXは24時間受け付けています。

みどり環境局 公園緑地事業課 (緑地保全担当)
電話 045-671-3534

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 (横浜市役所27階)
 E-mail mk-ryokuchihozen@city.yokohama.jp FAX 045-671-2724